

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(課税しない経済的利益……金銭の無利息貸付け等)</p> <p>36 - 28 ……<u>金銭を無利息又は36 - 49により評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことにより、</u> ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) <u>役員又は使用人に貸し付けた金額につき、使用者における借入金の平均調達金利(例えば、当該使用者が貸付けを行つた日の前年中又は前事業年度中における借入金の平均残高に占める当該前年中又は前事業年度中に支払うべき利息の額の割合など合理的に計算された利率をいう。)など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益</u></p> <p>(3) <u>(1)及び(2)の貸付金以外の貸付金につき受ける経済的利益で、</u> ……</p> <p>(利息相当額の評価)</p> <p>36 - 49 ……<u>その他の場合には、貸付けを行つた日の属する年の前年の11月30日を経過する時におけるいわゆる公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)に年4%の利率を加算した利率(その利率に0.1%未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)により評価する。</u></p> <p>附 則</p> <p>(経過取扱い)</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の36 - 49の取扱いは、平成12年1月1日以後に貸付けを行うものについて適用する。</u></p>	<p>法第36条《収入金額》関係</p> <p>(課税しない経済的利益……金銭の無利息貸付け等)</p> <p>36 - 28 ……<u>金銭を無利息又は低い金利による利息で貸し付けたことにより、</u> ……</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) <u>(1)の貸付金以外の貸付金につき受ける経済的利益で、</u> ……</p> <p>(利息相当額の評価)</p> <p>36 - 49 ……<u>その他の場合には、おおむね年10%の利率により評価する。ただし、その貸付金が役員又は使用人の居住の用に供する家屋又はその敷地の用に供する土地若しくは土地の上に存する権利の取得資金に充てるためのもの(役員に対し使用人よりも特に有利な貸付条件により貸し付けたものを除く。)である場合には、おおむね年5%の利率により評価する。</u></p>